○経済産業省告示第九十三号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十六条の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充

第四条第一項第一号の表中部電力株式会社の項中「六・五七円」を「一〇・一八円」に改め、同項第二号イ中「七・七六円」を「八・三〇円」に改め、同条第二項第一号の表中部電力株式会社の項中「九・〇八円」を「一一・八二円」に改め、同項第二号イ中「一〇・一一円」を「一〇・五二円」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十六年五月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第五百三十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月三十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

事業場の名称	ジャパンマリンユナイテッド株式会社　横浜事業所　鶴見工場
事業場の所在地	神奈川県横浜市鶴見区末広町２丁目１番地
認定に係る物件の範囲	アルミニウム合金製船体
有効期間	平成26年４月27日から平成31年４月26日まで

○国土交通省告示第五百三十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月三十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

事業場の名称	NAKASHIMA PHILIPPINES CORPORATION
事業場の所在地	CAVITE EXPORT PROCESSING ZONE, ROSARIO, CAVITE 4106, REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
認定に係る物件の範囲	プロペラ（直径3500ミリメートル以下の固定ピッチプロペラに限る。）
有効期間	平成26年５月24日から平成31年５月23日まで

○国土交通省告示第五百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月三十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

一　青谷川右支川
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十七年建設省告示第千二百十九号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県神戸市灘区岩屋
字西谷　一号から十三号まで
五五四番一　十四号から二十一号まで
五五五番　二十二号から二十九号まで
五五六番　三十号から三十二号まで

二　日柳川左支流
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県神戸市灘区篠原
字仲山　一〇三九番一　一号から四十二号まで

○海上保安庁告示第五十二号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年四月三十日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

三河港海況観測灯浮標

名称	
位置	
所在地	愛知県三河港（橋田鼻灯台の東南東方約五・二キロメートル）
北緯	三四―四四―三六
東経	一三七―一三―一三
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質	群閃黄光　毎二〇秒に五閃光
光達距離	実効光度三八カンデラ　四・〇海里
点灯年月日	平成二十六年二月十七日
記事	愛知県管理

梶取埼南東沖浮魚礁施設灯

名称	
位置	
所在地	梶取埼灯台（和歌山県東牟婁郡太地町）の南東方約三九キロメートル
北緯	三三―一八―五二
東経	一三六―一三―二四
灯質	モールス符号白光　毎八秒にU（・・―）
光達距離	実効光度一五〇カンデラ　六・〇海里
点灯年月日	平成二十六年二月十七日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　和歌山県農林水産部管理

吉田港沖海況観測灯浮標

名称	
位置	
所在地	吉田港豊岡東防波堤灯台（愛知県西尾市）の南方約四・二キロメートル
北緯	三四―四四―四二
東経	一三七―〇四―一九
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質	群閃黄光　毎二〇秒に五閃光
光達距離	実効光度三八カンデラ　四・〇海里
点灯年月日	平成二十六年二月十九日
記事	愛知県管理

立馬埼沖海況観測灯浮標

名称	
位置	
所在地	立馬埼灯台（愛知県田原市）の東北東方約二・九キロメートル
北緯	三四―四〇―三〇
東経	一三七―〇五―四九
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質	群閃黄光　毎二〇秒に五閃光
光達距離	実効光度三八カンデラ　四・〇海里
点灯年月日	平成二十六年二月十九日
記事	愛知県管理

東京分岐水路第四号灯浮標

名称	
位置	
所在地	京浜港東京区（十号地信号所の北西方約八二〇メートル）
北緯	三五―三六―二七
東経	一三九―四七―四九
廃止年月日	平成二十六年二月十八日

○海上保安庁告示第五十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年四月三十日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

堺浜寺南防波堤灯台

名称	
位置	
所在地	阪神港堺泉北区（堺浜寺南防波堤外端）
北緯	三四―三三―一八
東経	一三五―二四―三三
変更した事項	
光度	五九〇カンデラ
光達距離	八・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで一四メートル　平均水面上から灯火まで一八メートル
変更年月日	平成二十六年二月七日

女川原子力発電所専用港東防波堤灯台

名称	
位置	
所在地	宮城県牡鹿郡女川町（女川原子力発電所専用港東防波堤外端）
北緯	三八―二四―一七
東経	一四一―三〇―二〇
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日	平成二十六年二月十七日